

タイにおけるラオス、ミャンマーからの外国人労働者の受け入れ問題について

7月30日 事前講義

講師：森一代（京都大学 ASAFAS）

世界各国において顕著にみられるインフォーマルな労働力の越境は、各国内の経済・産業に大きな影響をもたらしている一方、越境した労働者自身の生活は様々な問題に直面している。本講義では、近隣諸国からタイへのインフォーマルな労働力の移動における様々な問題が指摘された。

カンボジア・ラオス・ミャンマーといった近隣の CLM 諸国からタイへのインフォーマルな労働者数は、2007 年現在でのタイの国内労働者数の 3%を占めるほどの規模と推定される。その背景には、1980 年代高度成長期に労働需要が高まった一方、国内、とりわけ東北タイの労働者が海外へと流出したことがある。企業は不足する労働力を CLM 諸国からの労働力で補った。このとき、不法移民労働者が増加したのである。

タイ政府は、不法移民労働者に対して登録による労働を許可してきたが、2008 年に出身国からの国籍証明手続きを義務化する政策転換を行った。カンボジア・ラオスからの不法移民労働者はタイ国内での手続きが可能となったが、ミャンマーの労働者に関しては、帰国して国籍証明を行わなければならない、時間・コストが労働者の大きな負担となっている。また、ミャンマー軍事政権との交渉が難航して手続き開始が大幅に遅れたため、タイ政府は登録期限（2010 年 2 月 28 日）に間に合わない労働者のために期限を 2 年間延長した。申請に間に合わない労働者は即時強制退去処分に処されることになっていたが、その後のタイの政治の混乱によって処分は延期された。

このように、タイにおいて、政策転換によって不法移民労働者は国籍証明手続きによる公的承認を通して、比較的安定した法的地位を確保した。しかし、手続きの期限に間に合わなかったミャンマーの不法移民労働者に関しては、国内政治や外交の状況により手続きを完了できておらず、その地位は依然不安定なままであるといえる。

本講義では、子女に対する不十分な教育機会の保障と法的地位の欠如・無国籍化、トラブルに巻き込まれた不法移民労働者の手続き上の地位などの課題が指摘された。

（文責：小西鉄）